

本人確認書類の提出について

ワンストップ特例制度を利用するには、マイナンバーの導入に伴い、個人番号(マイナンバー)が記載された書類の写し及び本人確認書類の写しの提出または提示が必要です。

※下記①～⑤のいずれかの書類を添付してください。

- ①個人番号カードの写し(裏・表 両方必要です。)
- ②通知カードの写し(表)+A(顔写真付き)いずれか1点の写し
- ③通知カードの写し(表)+B(顔写真なし)いずれか2点の写し
- ④個人番号が記載された住民票の写し+A(顔写真付き)いずれか1点の写し
- ⑤個人番号が記載された住民票の写し+B(顔写真なし)いずれか2点の写し

参照

A(顔写真付き)いずれか1点の写し

※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーしてください。

・運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

・その他、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されたもの(写真付き学生証 写真付き社員証 写真付き資格証明書 戦傷病者手帳など)

B(顔写真なし)いずれか2点の写し

・公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳

・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも申請時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの)

・印鑑登録証明書、戸籍の附票(謄本・抄本も可)、住民票、住民票記載事項証明書、母子健康手帳(いずれも申請時において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内のもの)

・写真なし学生証、在学証明書、写真なし社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳(いずれも申請時に有効なもの)

通知カードは令和2年5月25日に廃止され、マイナンバーの通知は個人番号通知書を送付する方法により行われます。

既に通知カードをお持ちの方については、通知カードの再交付や氏名、住所等に変更が生じた際の通知カードの記載の変更は行われませんが、当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として利用できます。

総務省公式ホームページより抜粋